

消防団とは？

消防署は、常備の消防機関であるのに対し、消防団は、普段は自分の仕事をしながら、火災をはじめ地震や風水害の時には消防活動を行う非常備の消防機関です。



消防団員とは？

消防活動への従事を職業とする消防署員と違って、平時は会社員、自営業を行いながら、災害が発生した場合には、消防団員として出動する非常勤の特別職地方公務員です。



入団すると

様々な活動に従事される消防団員に対して、様々な優遇が受けられます。

①年報酬

階級に応じて、決められた額の報酬が支払われます。

②費用弁償

消防活動等に従事した回数に応じて支払われます。

③公務災害補償

災害や訓練時に疾病や負傷をした場合には、療養補償、休業補償、傷病補償年金等の様々な補償制度があります。

④福利厚生

火災共済・福祉共済によって、不慮の災害による損害の補償を受けられます。

⑤被服等の貸与

活動に必要な被服や作業靴などが貸与されます。

⑥表彰制度

国や消防協会などによる表彰があります。

⑦退職報償金

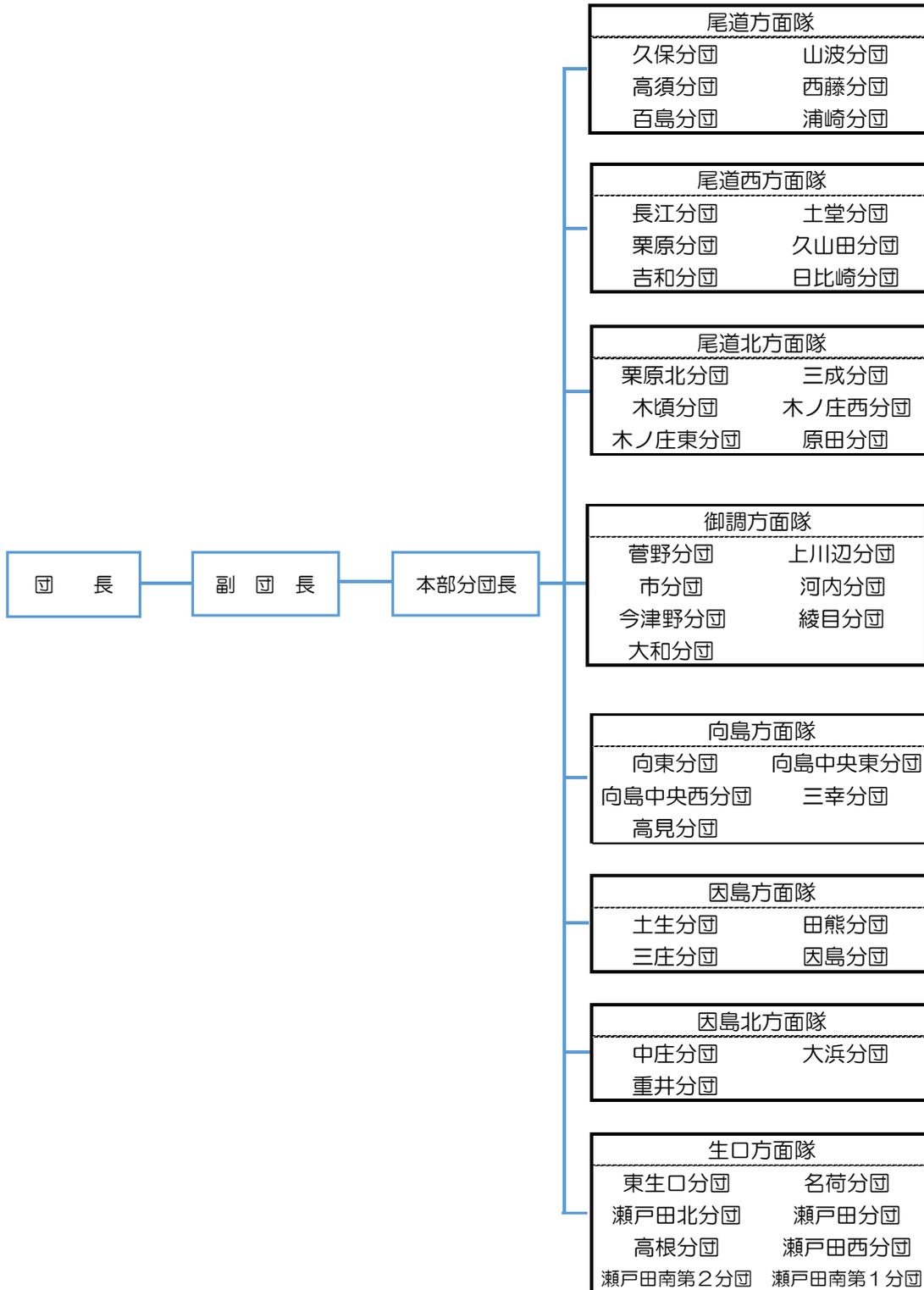
勤続年数に応じて支払われます。（※在団年数5年以上の者）

⑧退職報償（※在団年数15年以上の場合）

長年の消防団活動の労苦に報いるため、記念品等が贈られます。

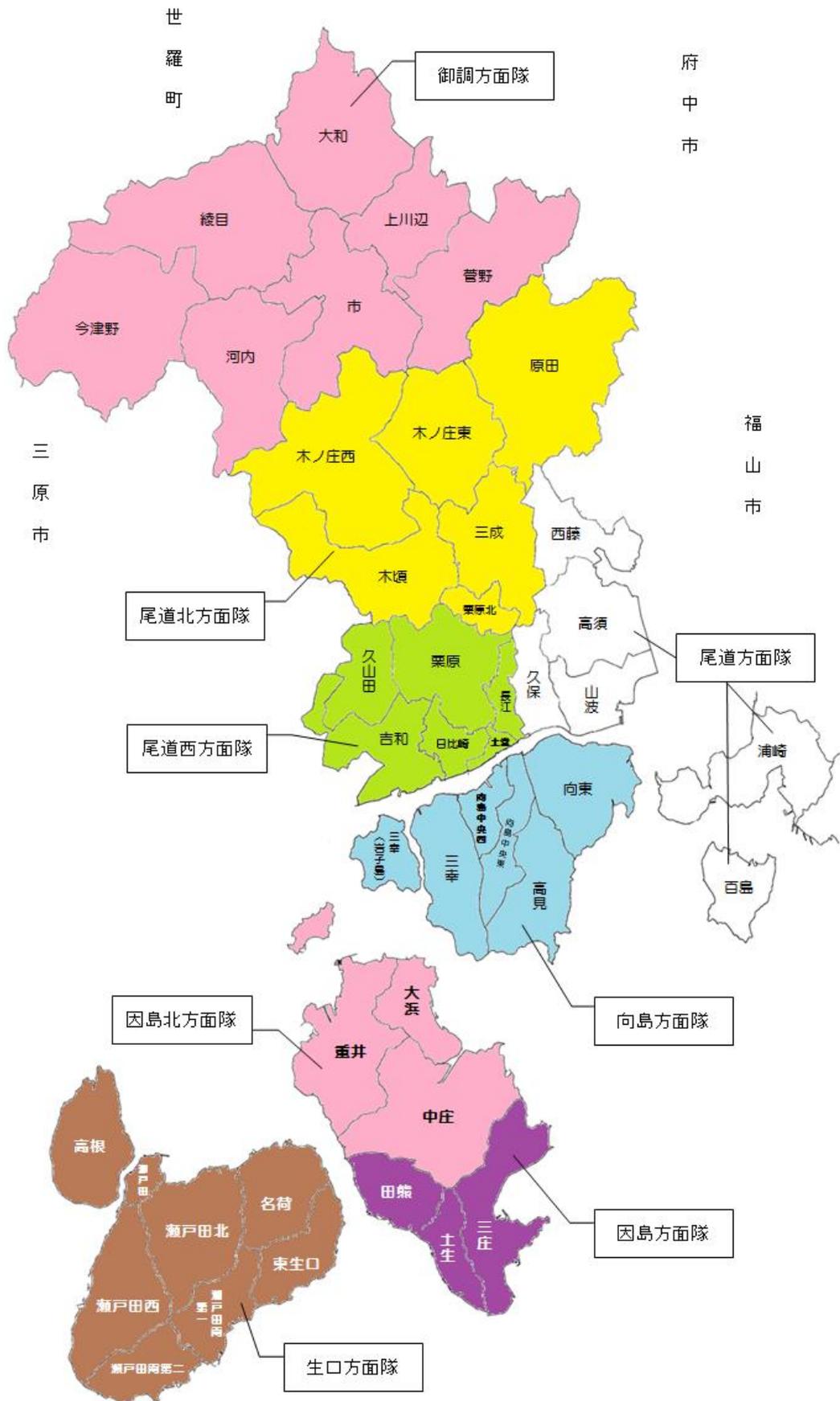


消防団組織図





分団配置図





消防団の活動内容

1. 火災現場への出動
2. 風水害時の消防活動
3. 地震などによる災害時の出動
4. 災害時の避難誘導・広報活動
5. 行方不明者搜索等



主な行事

消防出初式（1月）

1月 消防出初式		消防団員や可搬ポンプ積載車等による行進を行うほか、消火活動や一斉放水等を行い、消防団員の日ごろの訓練の成果を披露しています。
6月 水防訓練		梅雨時期を前に、各方面隊で水防工法などの訓練を行います。
9～11月 放水訓練		空気が乾燥して火災が発生しやすい季節に備えて、放水訓練や可搬ポンプ中継訓練を行います。
10月 一日入校		毎年秋には、消防学校で開催される消防団員特別教育「一日入校」に入校し、消防団活動において必要な基礎知識と技術を身につけます。
12月 年末警戒		各分団で夜間警戒を行い、地域住民の方々が無事に年を越せるように、見守る活動を行います。
防火指導（1～3月）		保育所や幼稚園に赴き、着ぐるみや紙芝居を用いて、子ども達に火の用心や火遊びの恐ろしさを教えています。



消防団員になるには

尾道市内に居住し、18才以上の健康な方であれば、男女問わず入団することができます。

詳しくは、地元消防団または消防局警防課へお問い合わせください。



問合せ先

消防本部及び消防署	電話番号	所在地
尾道市消防局警防課	0848-55-9122	尾道市東尾道 18-2